

特許  
印紙

50,000

特許  
印紙

5,000

(55,000円)

作成見本

# 審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

## 1. 審判事件の表示

商標登録第

号無効審判事件

## 2. 請求人

住所(居所) 神奈川県横浜市港北区東三丁目4番5号

電話番号 045-123-1234

ファクシミリ番号 045-123-1235

氏名(名称) 商標太郎

印

## 3. 被請求人

住所(居所) 〒280 千葉県千葉市中央区千葉本町三丁目4番5号

氏名(名称) 商標次郎

## 4. 請求の趣旨

登録第

号商標の登録を無効とする。審

判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

## 5. 請求の理由

### (1) 手続の経緯

出願 平成 年 月 日

出願公告 平成 年 月 日

登録 平成 年 月 日

( 2 ) 無効事由

本件登録商標は、商標法第 4 条第 1 項第 11 号に該当し、同法第 46 条第 1 項第 1 号により、無効にすべきものである

本件登録商標は、商標法第 4 条第 1 項第 15 号に該当し、同法第 46 条第 1 項第 1 号により、無効にすべきものである。

( 3 ) 無効原因

本件登録商標は、 の手続の経緯に示すとおり登録されたものであるが、審判請求人所有に係る登録第 号商標はその先出願に係るものであって、両商標は相類似しており、その指定商品も類似するものである。

・商標の類似について

本件登録商標は別紙第 1 に示すとおりのものであって、このような形態のものは、本件指定商品を扱っている業界ではめずらしいもので、ほかの指定商品に関してはともかく、本件指定商品の関係では、別紙第 2 に示す引用例と本件登録商標とは外観上類似するものである。

・商品の類似について

本件の指定商品については、商標法施行令別表にも示されているように、引用商標の指定商品とは販売ならびに需要者が同一で、類似する商品ということができる。

6 . 証拠方法

甲第 1 号証 登録第 4 4 1 1 8 5 0 号公報

甲第 2 号証

甲第 3 号証

7 . 添付書類の目録

( 1 ) 委任状及びその訳文 各 1 通

( 2 ) 審判請求書 副本 2 通

( 3 ) 甲第 号証乃至甲第 号証写し 各 1 通